

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 納税者の権利を守れ！と税務署交渉

### 名古屋西税務署交渉

名古屋北部民商は、北名古屋民商とともに、10月5日(火)午前10時30分から、名古屋西税務署交渉を行いました。税務署側は、総務課長はじめ、課長補佐、個人課税第一部門統括官、徴収部門統括官が参加。北名古屋民商は、正岡副会長、宮崎副会長、竹内事務局長の3名、名古屋北部民商は、婦人部役員の安齋さんと松原事務局長と豊田次長の3名が参加しました。「コロナ禍の下で中小業者はインボイス制度に対応する余裕はない。実施中止を」と求めたことに対し、「執行機関であり、コメントする立場にない」との従来の回答。それに対しては「免税事業者の多くが、課税事業者になるかどうか選択を迫られ、廃業が増える懸念がある。税理士会や商工会も反対している」と発言。課長は「上部機関に伝える」とのみ応えました。また事前通知について「国税通則法74条の9からも署長以外の署員ができる法的根拠はないので、11項目を税務署長名で伝えること、そのためにも文書での通知を」と強く求めました。また、「毎年確定申告をしているのに、申告書が届かず不安になる仲間がいる。どうしてなのか」と尋ねると「ICT活用を促進し、行政コスト削減のため、プレプリント申告書を減らしてきている」と。「行政コスト削減の名目で納税者に不便をかけるべきではない」と改善を要求。「質問応答記録書は、法的根拠もない。廃止すべきでは」と問うと総務課長は「あくまでも、事実関係を間違いないよう記録するためのもの。納税者にも説明し、決して強要するものではない」と応えましたが、民商からは「実態は、断れない状況でサインさせている。やめるべきだ」と重ねて訴えました。



### 選挙で消費税減税・インボイス制度中止させよう

10月9日(土)午後6時30分から、山田支部主催の「消費税インボイス制度学習会」(会場：山田地区会館)が開かれ、12人が参加しました。林支部長から「2023年から始まるインボイス制度は、ほとんどの業者に関係する大変な内容なので、しっかりと勉強していきましょう」と開会あいさつ。はじめに、湖東税理士の「インボイス制度解説動画」を視聴してから、事務局がレジメに沿って解説。「全国424万いる免税事業者のうち、370万人超は課税業者になると見込まれている」「自分が課税業者で、免税業者を外注として使っている場合、インボイス発行事業者になってもらわないと納税額が増えてしまう」「売上の少ないフリーランスも、消費税を納めなければならず滞納が増える」等を説明し、「インボイスの見本」を参照しながら必要な6項目について学習。「親会社から、番号を取ってこない取引ができなくなると言われている」という製造業の会員は、親子で参加。「民商で教えてもらえて良かった。代替わりのことも含め、あらためて相談したい」と思案顔。「個人顧客ばかりなら、必要ないかもしれないが、取引先との関係で信用度が違ってくるのでは」という意見も。「コロナで大変なのに、インボイスなんてやめてほしい！」との発言に「だからこそ、今月末の選挙では、野党共闘で勝利して、消費税減税とインボイス中止をかちとろう！」と話し合いました。



### 共済会に入ろう！

- \* 民商会員と配偶者…加入条件なし。病気があっても入れます。
  - \* 同居家族・従業員(満15歳～満64歳)ほか、効力発行時の条件については事務局までお尋ねください。
- <新型コロナウイルス感染症>
- 陽性になったのに、入院できず、自宅やホテルなどの療養でも「入院見舞金」を請求できます
  - 濃厚接触者(陰性)で自宅待機になった場合・・・「安静加療見舞金」を請求できます